

長岡市防災会議委員名簿

会長 長岡市長 磯田 達伸

番号	条例区分	所属機関	職名	氏名	
1	1号	北陸地方整備局信濃川河川事務所	事務所長	土 屋 修 一	
2		北陸地方整備局信濃川下流河川事務所	事務所長	栗 林 孝 典	
3		北陸地方整備局長岡国道事務所	事務所長	松 川 武 彦	
4		北陸農政局新潟県拠点	総括農政業務管理官	松 矢 攻 一	
5		新潟海上保安部	部長	松 本 孝 典	
6		陸上自衛隊第2普通科連隊	第2中隊長	上 栗 来 人	
7		新潟地方气象台	台長	菅 野 能 明	
8	2号	新潟県防災局原子力安全対策課	課長	金 子 信 之	
9		長岡地域振興局地域整備部	部長	青 木 長 務	
10		長岡地域振興局農林振興部	部長	村 山 大 成	
11		長岡地域振興局健康福祉環境部	部長	中 山 均	
12	3号	長岡警察署	署長	森 山 明	
13		見附警察署	署長	加 藤 保 栄	
14		与板警察署	署長	石 田 正 博	
15		柏崎警察署	署長	大 滝 勝 己	
16		小千谷警察署	署長	村 山 義 徳	
17	4号	長岡市	副市長	高 見 真 二	
18		長岡市	副市長(地域政策監事務取扱)	渡 邊 則 道	
19		長岡市	理事(行財政改革担当)	野 口 和 弘	
20		長岡市	理事(土木部長事務取扱)	谷 畑 哲 也	
21		長岡市	産業政策監	長 谷 川 亨	
22		長岡市	女性活躍推進担当部長	古 田 島 千 恵 子	
23		長岡市	危機管理監	入 澤 義 和	
24		長岡市	原子力安全対策室長	山 田 慎 一	
26		長岡市	水道局長	植 木 輝 夫	
27		長岡市	議会事務局長	水 島 正 幸	
28	5号	長岡市教育委員会	教育長	金 澤 俊 道	
29	6号	長岡市消防本部	消防長	近 藤 知 彦	
30		長岡市消防団	消防団長	小 林 守	
31	7号	原子力規制委員会原子力規制庁柏崎刈羽原子力規制事務所	所長	伊 藤 信 哉	
32		国立研究開発法人防災科学技術研究所雪氷防災研究センター	センター長	中 村 一 樹	
33		東日本高速道路株式会社新潟支社長岡管理事務所	所長	加 藤 義 之	
34		東日本旅客鉄道株式会社新潟支社長岡統括センター	副所長	吉 田 裕 美 子	
35		東日本電信電話株式会社埼玉事業部新潟支店	支店長	石 井 宏 明	
36		日本赤十字社長岡赤十字病院	院長	藤 田 信 也	
37		日本放送協会新潟放送局長岡支局	記者	阿 久 津 忠 寛	
38		日本通運株式会社新潟支店	支店長	生 田 雅 祐 樹	
39		東北電力ネットワーク株式会社長岡電力センター	所長	諏 佐 健 史	
40		新潟県長岡郷耕地協議会	役員	川 瀬 佐 一	
41		北陸ガス株式会社長岡供給センター	センター長	外 内 政 行	
42		越後交通株式会社	常務取締役	渡 辺 信 行	
43		株式会社新潟放送長岡支社	執行役員支社長	久 保 裕 治	
44		株式会社新潟日報社長岡支社	支社次長兼業務部長	安 藤 由 美 子	
45		長岡市社会福祉協議会	常務理事	青 木 佐 土 子	
46		えちご中越農業協同組合	総務部長	長 部 正 貴	
47		長岡商工会議所	女性会 会長	加 瀬 由 紀 子	
48		一般社団法人長岡市医師会	理事	谷 達 夫	
49		一般社団法人長岡市薬剤師会	副会長	大 黒 幸 恵	
50		株式会社エヌ・シー・ティ	総務部課長	大 島 洋 子	
51		長岡地域情報基盤株式会社(FMながおか)	取締役技術部長	瀧 澤 俊 之	
52		株式会社ドコモCS新潟支店	主査	岡 田 智 子	
53		8号	新潟県中越大地震「わたちの震災復興」を推進する会	代表	樋 熊 憲 子
54			社会福祉法人浄英会長生保育園	園長	三 条 公 子
55	特定非営利活動法人市民協働ネットワーク長岡		代表理事	渡 辺 美 子	

1-2 長岡市防災会議条例

昭和39年10月10日 条例第53号
最近改正 平成24年 9月28日 条例第43号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、長岡市防災会議(以下「防災会議」という。)の組織及び所掌事務を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 長岡市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属すること。

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総括する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員の定数は70人以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員で市長が定める職にあるもの
 - (2) 新潟県の知事の部内の職員で市長が定める職にあるもの
 - (3) 新潟県警察の警察官で市長が定める職にあるもの
 - (4) 本市の職員で市長が定める職にあるもの
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の長又はその職員で市長が定める職にあるもの
 - (8) 前各号に掲げる者のほか、地域防災に関する知識又は経験を有する者
- 6 委員が、前項各号の職を離れ、又は失ったときは、その委員の地位を失うものとする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任することができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査、研究させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係指定地方行政機関その他の地方行政機関の職員、新潟県の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験を有する者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査、研究が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議にその定めるところにより部会を置くことができる。

- 2 部会に属するべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和40年10月15日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年6月23日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年12月23日条例第48号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の長岡市防災会議条例第3条第5項に規定する委員の定数については、この条例による改正前の長岡市防災会議条例の規定により委嘱され、又は任命された者が任期を有する間は、なお従前の例による。

附 則(昭和62年3月24日条例第3号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成11年12月27日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
(長岡市水防協議会条例の廃止)
- 2 長岡市水防協議会条例(昭和25年長岡市告示第56号)は、廃止する。

附 則(平成13年12月26日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月22日条例第26号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日後最初に任命する第3条第5項第7号の委員の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、平成18年4月30日までとする。

附 則(平成17年12月28日条例第258号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)
- 2 施行日後最初に任命する第3条第5項第7号の委員の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、平成18年4月30日までとする。

附 則(平成19年3月30日条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)
- 2 施行日以後最初に任命する第3条第5項第7号の委員の任期は、同条第7項本文の規定にかかわらず、平成20年4月30日までとする。

附 則(平成22年3月30日条例第34号)

この条例は、平成22年3月31日から施行する。

附 則(平成24年9月28日条例第43号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後最初に任命する改正後の長岡市防災会議条例第3条第5項第8号の委員の任期は、同条第7項本文の規定にかかわらず、平成26年4月30日までとする。

1-3 長岡市防災会議運営規程

昭和40年6月2日 防会告示第1号
最近改正 令和3年6月1日 防会告示第2号

(目的)

第1条 この規程は、長岡市防災会議条例(昭和39年長岡市条例第53号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、長岡市防災会議(以下「会議」という。)の議事その他運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会議)

第2条 会議は、年1回以上開催するものとし、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議長は、会長が当たる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 団体の職にあることにより委嘱され、又は任命された委員は、自らに事故があるときは、その職を代理し、又は補佐する者に当該委員の職務を代理させることができる。

(会長の職務代理)

第3条 条例第3条第4項に規定する会長の職務を代理する委員は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第152条第1項の規定により、市長の職務を代理する副市長の職にある委員とする。

2 前項の規定により副市長が会長の職務を代理する場合の順位は、市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則(令和3年長岡市規則第36号)で定める順序による。

(意見の聴取等)

第4条 会長は、必要と認めるときは、会議に専門委員その他相当と認める者の出席を求め、その意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(専決処理)

第5条 緊急その他やむを得ない理由により会議を招集するいとまがないと認めるときは、会長は、会議が処理すべき事項について専決処理することができる。

2 前項の規定により専決処理したときは、会長は、その旨を次の会議において報告し、承認を求めなければならない。

(部会)

第6条 会長は、必要の都度その事務を定めて部会を開くことができる。

(異動等の報告)

第7条 委員は、条例第3条第6項の規定に該当したときは、速やかに会長に報告しなければならない。

(公印)

第8条 会長の公印を次のように定める。



書体は、てん書とする。

(公表の方法)

第9条 長岡市地域防災計画を作成し、又は修正した場合の公表その他会議が行う公表は、長岡市公告式条例(昭和25年長岡市告示第42号)を準用して行う。

(庶務)

第10条 会議の庶務は、危機管理防災本部において行う。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、昭和40年6月2日から施行する。

附 則(昭和46年5月19日防会告示第1号)

この規程は、公表の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則(昭和54年6月2日防会告示第1号)

(施行期日等)

1 この規程は、公表の日から施行し、この規程による改正後の長岡市防災会議運営規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、昭和54年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規程施行の前日においてなされた手続等については、それぞれ改正後の規程の規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則(昭和62年3月25日防会告示第2号)
この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年10月1日防会告示第3号)
この規程は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則(昭和63年7月12日防会告示第1号)
この規程は、昭和63年7月12日から施行する。

附 則(平成10年3月31日防会告示第3号)
この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成10年7月1日防会告示第3号)
この規程は、平成10年7月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日防会告示第1号)
この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年5月18日防会告示第2号)
この規程は、公表の日から施行する。

附 則(平成19年3月30日防会告示第2号)
この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(令和元年7月12日防会告示第1号)
この規程は、令和元年7月17日から施行する。

附 則(令和3年1月28日防会告示第1号)
この規程は、公表の日から施行し、改正後の第3条の規定は、令和3年1月1日から適用する。

附 則(令和3年6月1日防会告示第2号)
この規程は、公表の日から施行し、改正後の第3条第2項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

1-4 防災関係機関等連絡先

No	機関名	電話番号	郵便番号	所在地
1	長岡市危機管理防災本部	0258-39-2262	940-8501	長岡市大手通 1-4-10
2	” 原子力安全対策室	0258-39-2305	”	”
3	” 消防本部	0258-36-0119 (代表)	940-0082	長岡市千歳 1-3-100
4	長岡消防署	0258-35-2193	940-0082	長岡市千歳 1-3-100
5	” 関原出張所	0258-46-6404	940-2039	長岡市関原南 2-4095
6	” 新町出張所	0258-35-2513	940-0024	長岡市西新町 2-7-27
7	” 越路出張所	0258-92-6519	949-5406	長岡市浦 715
8	” 川崎出張所	0258-35-2416	940-0857	長岡市沖田 1-8
9	” 宮内出張所	0258-35-2349	940-1103	長岡市曲新町 549-1
10	” 山古志出張所	0258-59-3221	947-0204	長岡市山古志竹沢乙 371-2
11	” 小国出張所	0258-95-4184	949-5211	長岡市小国町七日町 2784-1
12	与板消防署	0258-72-2572	940-2403	長岡市与板町本与板 3731
13	” 寺泊出張所	0258-75-2476	940-2592	長岡市寺泊烏帽子平 1977-8
14	” 中之島出張所	0258-66-5582	954-0124	長岡市中之島 4160-5
15	栃尾消防署	0258-52-1155	940-0217	長岡市栃尾大町 2-11
16	新潟県防災局防災企画課	(025)285-5511 内線 6410	950-8570	新潟市中央区新光町 4-1
17	” 危機対策課	” 内線 6430	”	”
18	” 消防課	” 内線 6440	”	”
19	” 原子力安全対策課	” 内線 6450	”	”
20	新潟県消防防災航空隊	025-270-0263	”	”
21	新潟県警察本部	025-285-0110 (代表)	950-8553	新潟市中央区新光町 4-1
22	長岡警察署	0258-38-0110 (代表)	940-8570	長岡市水道町 3-5-60
23	見附警察署	0258-63-0110 (代表)	954-0059	見附市昭和町 2-2-1
24	与板警察署	0258-72-0110 (代表)	940-2402	長岡市与板町与板乙 5881-3
25	柏崎警察署	0257-21-0110 (代表)	945-0043	柏崎市日吉町 5-10
26	小千谷警察署	0258-83-0110 (代表)	947-0028	小千谷市城内 3-1-5

No	機関名	電話番号	郵便番号	所在地
27	長岡労働基準監督署	0258-33-8711 (代表)	940-0082	長岡市千歳 1-3-88 長岡地方合同庁舎 7 階
28	北陸農政局新潟県拠点	025-228-5211 (代表)	951-8035	新潟市中央区船場町 2-3435-1
29	中越森林管理署	025-772-2143 (代表)	949-6608	新潟県南魚沼市美佐島 61 - 8
30	新潟地方気象台	025-281-5872 (防災担当)	950-0954	新潟市中央区美咲町 1-2-1
31	信濃川河川事務所	0258-32-3273 (防災情報課)	940-0098	新潟県長岡市信濃 1-5-30
32	信濃川下流河川事務所	025-266-7131 (代表)	951-8153	新潟市中央区文京町 14-13
33	湯沢砂防事務所	025-784-2263 (代表)	949-6102	新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立 23
34	長岡国道事務所	0258-36-4551 (代表)	940-8512	新潟県長岡市中沢 4 丁目 430-1
35	海上保安本部	025-285-0118 (代表)	950-8543	新潟市中央区美咲町 1-2-1
36	陸上自衛隊高田駐屯地	025-523-5117 (代表)	943-8501	上越市南城町 3-7-1

1-5 新たな防災体制の整備に関する提言

【作成の経過】

長岡市は、7.13水害や中越地震など、災害経験による教訓を生かした防災体制強化の取組として、平成17年10月に防災の専門家で構成する「長岡市防災体制検討委員会」を設置した。ここでは災害時の事例研究の成果や新しい発想を取り入れた全国のモデルとなりうる防災対策の検討を行い、翌年の2月に同委員会から「新たな防災体制の整備に関する提言」を受けた。

防災体制強化に向けた指針の作成の基となった「長岡市防災体制検討委員会」による「新たな防災体制の整備に関する提言」(要旨)を示す。

なお、ここに記載する要旨は提言当時のものであるため、本計画の改定時点と異なる事実や用語については、状況を踏まえて適宜読み替えるものとする。

【新たな防災体制の整備に関する提言(要旨)】

1 基本構想

(1) 日常の中に非常時対応を織り込む

美しい蔵が火災時には耐火金庫に変身したり、普段の生活を支える町内組織が災害時には自主防災組織に変身したりするように、市民も行政も日常生活のあらゆる分野で、平時のものや仕組みに非常時対応を織り込む「賢さ」を身につける必要がある。

(2) 我が家が避難所

「我が家が避難所、だから強く安全に」という措置を施した家は、人的・物的に被害を軽減させ、そして何よりも人命を救うという予防効果を発揮する。それは自分や家族のためだけでなく、いざという時の隣近所の避難所にもなり、災害後の行政の対応負担も大幅に軽減させる。

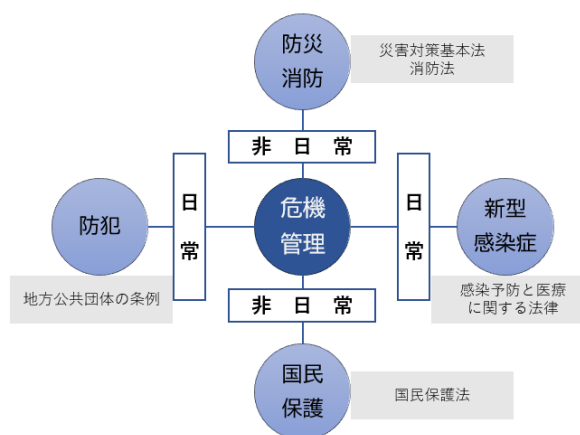
災害予防・減災のための自己努力が、3日間程度の自給・自立を可能にし、もっと大変な人々に力を結集するための「全市民が防災要員である」という思想にもつながる。

(3) 本提言が視野に置く防災・安全問題

子どもや高齢者をめぐる最近の犯罪や治安情勢の悪化には目を覆うものがある。

また、我が国でも危機管理意識が高まり、テロ攻撃や新型感染症も含めた対応が必要な時代である。

長岡市の防災体制は、こうした諸課題への取組も視野に置く必要がある。



2 長岡市防災体制の確立

(1) 平常時部局体制を軸とした行政の防災体制づくり

災害時には、市の防災担当部局にあらゆる業務が集中しがちである。災害対応においては、各部局課が普段の業務で知り尽くしていること、その中で形成された人的ネットワークを生かして行うことが一番効果的である。したがって平常時業務を防災面からチェックし、それぞれが防災計画を作成し、災害発生時には即座に実行に移せる体制作りが必要である。

(2) 災害対策本部長権限の支所等への委譲

東京都23区の1.35倍の面積を持つ新長岡市は、災害の様相も旧市町村ごとで全く異なったものとなる。そのため、長岡市本庁舎の災害対策本部での一本化した対応は不可能に近い。災害対策本部は「本庁本部体制」と支所に設置する「現地本部体制」の2本立ての体制を前提とし、災害の規模によっては全権を支所等に委譲することが必要である。

(3) 防災専門委員制度の創設

災害時に最も必要な「先読み対応」ができる各分野の専門家や研究者、実務家を含むタスクフォース（機動部隊）が迅速に立ち上る体制作りに取り組むことが必要である。その方策として、「防災専門委員制度」を創設することを提言する。

(4) 基本は地域コミュニティ

防犯・交通安全・PTA・お祭り・レクリエーションなどに日ごろから活発に取り組んでいる地域コミュニティが、災害時にも大きな力を発揮した。企業や学校なども含めた地域のつながりをベースに、それぞれの地域の特性に応じた避難方式を設定するなどの自主防災計画を作成することを期待する。

(5) 民間流通在庫の積極的な活用

毛布・発電機・携帯トイレなど行政側で最小限備蓄しておくべきもののほかは、民間企業や各団体等と物資に関する供給協定等を締結し、流通在庫から避難所への物流も含め、民間企業や各団体等が持つ豊富な資源を最大限に発揮できる体制づくりが必要である。

(6) 危険度レベルの導入

大規模災害や非常事態には、速やかに全住民・行政が災害時モードに移行し、緊急性のない動きはなるべく避けて、混乱を回避するような仕組みが必要である。

市長が一定の危険度レベルを宣言した場合は、たとえば学校などは自動的に休校とするなどの仕組みづくりの検討に取り組む。

(7) 孤立を前提とした自立分散型のコミュニティの形成

中山間地集落等では孤立もありうるとの前提に立ち、燃料・発電機・水・食料などの集落備蓄や自然エネルギー活用の自立型電源システムの導入など、地区の特性に合わせた集落や街区形成をし、大規模システムに頼りきりのライフスタイルの転換を図る。これは地球環境への貢献にもつながるものである。

(8) 自動車等の有効活用

自動車や仮設テントを利用した一時避難は、プライバシーを保てる最高のシェルターである反面、「エコノミークラス症候群」という問題も引き起こした。今後の地方都市の災害でも、多くの被災者が利用することは確実であることから、自動車等利用の可能性と限界、危険性の回避方法や後遺症からの回復方法などを示した中での有効的な活用を図る。

(9) 地域コミュニティ放送の情報伝達整備

今回の地震ではコミュニティFMやケーブルテレビなどの地域メディアによる放送が、災害情報共有の大きな役割を果たした。今後は、緊急伝達の面でよりきめ細かく行うために、緊急割込み放送を含めた情報伝達体制の整備を一層進める必要がある。

(10) 災害時要援護者対策の推進

災害時要援護者（高齢者、障害者、乳幼児、外国人など）には、その多様な日常生活に応じた支援が必要である。一方、個人情報保護の観点において、家族や行政、地域社会の三者間で情報共有が進まないという課題もあるが、生命の安全確保を前面に出した福祉行政や福祉団体などのリーダーシップによる取組の工夫が大切である。

また、被災地内支援だけで完結できない場合を想定し、災害発生直後から、迅速な外部への支援要請や連携、あるいは被災地外脱出（疎開）を検討する。

(11) 支援物資の国内標準づくり

全国各地から送られてくる災害支援物資は、非常にありがたかった反面、すでに充足している物資までが大量に送られてきてその処置に困る事態が発生した。災害時支援物資に関してはフォーマットとコードを定めて、それがない物資は送らない、受け取らないという体制づくりを行うための長岡発の国内標準づくりに挑戦する。

3 都市活力の維持・増進

(1) 市民安全大学の開校－市民防災安全士の養成－

地域自主防災組織のキーマンとなる市民防災安全士を養成するため、教育や危機管理に関する専門教育を行う「市民安全大学」の開校、学問研究分野での拠点形成をめざす「防災安全学問研究コンソーシアム」の結成、長岡市の新しい技術と産業を生み

出す「中越防災安全情報・技術産業振興協議会」の結成など、21世紀の日本の都市社会の防災・安全・安心を担う知と技術と人材の一大集積拠点の生み出しを図る。

この3本の柱を総合的に推進するため、長岡の産官学民のみならず周辺市町村、県、首都圏や阪神地域等の市民、研究者と連携して「中越防災安全推進機構」を立ち上げる。

(2) 学生や研究者のまちなか拠点づくり

長岡市には、長岡技術科学大学、長岡造形大学、長岡大学、長岡工業高等専門学校といった高等教育機関や雪氷防災研究所などの特色ある研究機関が立地している。この優位性を生かすためには、市の中心部に学生や研究者が日常的に集まり、活動する拠点が必要である。これがまちの活力を生み、災害時にも大きな力になる。

4 条例

(1) 「長岡市防災・安全・安心まちづくり条例」の制定

防災体制の課題解決に取り組むべき領域は、福祉・教育・医療等多岐に渡る。今後は防災だけでなく、防犯、国民保護、新型感染症も含めたトータルの危機管理のための条例制定に取り組む必要がある。